平成３０年５月２３日
国土交通省中部地方整備局

建設業法令遵守推進本部の活動について
～平成３０年度活動方針と平成２９年度活動結果～

中部地方整備局では、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図ることを目的として、平成１９年度から「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しているところです。

この度、平成２９年度の活動結果を踏まえ、平成３０年度の活動方針を決定し、今後、立入検査等を通じて建設業における法令遵守の更なる徹底を図って参ります。

１．平成２９年度の活動結果　【詳細　別紙１】　※（　）は平成２８年度

（１）建設業者に対する立入検査等の実施件数　８８件（　８０件）
（２）監督処分・勧告の実施概要
　・許可取消　　０件（　０件）
　・営業停止　　３件（　２件）
　・指示　　１件（　２件）
　・勧告　　４４件（３２件）
（３）推進本部に寄せられた通報・相談等の件数　６５４件（７３４件）

２．平成３０年度の主な活動方針　【詳細　別紙２】

（１）立入検査の実施
　①書面契約の徹底や支払期日の遵守等、元請・下請関係の適正化に関する法令遵守の徹底を目的とした立入検査の実施
　②立入検査時における社会保険加入対策等の各種取組に関する確認及び周知徹底
（２）法令違反情報等の収集
（３）「建設業取引適正化推進月間」における講習会等の実施

３．配布先　　中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】建政部　建設業適正契約推進官　住田　嘉治
建設産業課長補佐　　栗本　真
ＴＥＬ　０５２（９５３）８５７２
ＦＡＸ　０５２（９５３）８６０６

平成２９年度　中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果

１．建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成 29 年度	平成 28 年度
大臣許可業者への立入検査	78 件	69 件
知事許可業者への立入検査	10 件	11 件
合計	88 件	80 件

２．監督処分・勧告の実施概要

	平成 29 年度	平成 28 年度	主な処分事由
許可取消	0 件	0 件	該当なし
営業停止	3 件	2 件	競売入札妨害・贈賄 1 件、独占禁止法違反（談合）2 件
指　　示	1 件	2 件	労働安全衛生法違反 1 件
勧　　告	44 件	32 件	契約書不備不作成 27 件、支払遅延 35 件など

※1 件の監督処分、勧告に複数の処分事由が含まれることがあるため、監督処分、勧告件数と内訳の件数が一致しない。

３．推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	平成 29 年度	平成 28 年度
駆け込みホットライン及び一般電話等への通報・相談等	654 件	734 件

平成３０年度　中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成１９年度に創設以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けた活動が必要となっている。

ついては、以下のとおり、中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針を定め、各種取組を実施していくものとする。

１．立入検査の実施

（１）書面契約の徹底や支払期日の遵守等、元請・下請関係の適正化に関する法令遵守の徹底を目的とした立入検査の実施

・過去に元請・下請取引関係で勧告・処分を受けた特定建設業者に対し、立入検査を行い、そこで違反行為を確認した場合は厳正な是正指導を行う。
・過去に立入検査を実施していない特定建設業者に対し、立入検査を行う。
・前回立入検査から一定期間が経過している特定建設業者に対し、立入検査を行う。
・知事許可業者に対する立入検査を県と連携して行う。
・必要に応じて、下請業者間の契約及び支払関係についても立入検査を行う。

（２）立入検査時における各種取組に関する確認及び周知徹底

・社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書等）の活用状況や法定福利費を尊重した契約締結及び支払状況の確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底を行う。
・安全衛生経費の確保に係る取扱について周知徹底を行う。
・下請代金の支払手段について、平成２９年３月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知徹底を行う。

２．法令違反情報等の収集

駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）及び建設業フォローアップ相談ダイヤル（建設業に関する様々な相談窓口）の運営

３．「建設業取引適正化推進月間」における講習会等の実施

１１月の「建設業取引適正化推進月間」において、各県と連携して講習会の開催等を行い、下請取引の適正化に関する普及・啓発及び社会保険加入対策等の各種取組の周知を行う。

４．その他

（１）一括下請負禁止、現場技術者及び営業所専任技術者の適正配置について徹底する。
（２）経営事項審査の虚偽申請及び有効期間切れ並びに営業所の不適正な設置に対する調査を実施する。
（３）消費税の円滑かつ適切な転嫁が図られるよう、周知徹底を行う。
（４）暴力団、暴力団関係者の排除について、警察部局との連携を行う。